

札幌市基金条例の一部を改正する条例案
令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項に次の1号を加える。

(24) 観光振興基金（以下「観光基金」という。） 観光の振興に資する。

(2) 第8条第1項中「及び子ども未来基金」を「、子ども未来基金及び観光基金」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

持続的な観光都市としての発展のため観光の振興に必要な資金を積み立てることを目的として、新たに観光振興基金を設置するため、本案を提出する。